

## 平成23年度第1回佐倉市情報公開・個人情報保護審議会

開催日：平成23年5月25日（水）

時間：10:00～11:30

会場：佐倉市役所1号館3階会議室

出席者 委員 阿部委員、覺正委員、加藤委員、楠委員、高岡委員、角田委員、成瀬委員、山森委員  
事務局 鵜澤総務部長、田辺総務課長、川島班長、石堂主査補、半田主査補、村上主事  
傍聴人 なし

審議会開催に先立ち、市長より委嘱状の交付が行われるとともに挨拶がありました。また、事務局職員及び委員の自己紹介がありました。

### 1 審議

審議に先立ち、事務局から、佐倉市情報公開・個人情報保護審議会の概要について説明がありました。

#### (1) 会長・副会長の選出について

委員の互選により、覺正委員が会長、阿部委員が副会長に選出されました。以後、審議会の進行は、会長が議長となり行いました。

#### (2) 審議会の会議公開等について

##### ア 会議の一部を非公開とする場合の決定方法について

審議の結果、会議の一部非公開については、審議会開催前に議事内容を会長、副会長に報告し、会長、副会長に決定を一任することとなりました。

本議案について、次のような意見等がありました。

#### 〔意見等〕

委員 会議を非公開とすると、密室で何か行われている印象が強くなる可能性がある気がします。傍聴人にも委員に対しての守秘義務と同等の義務を課すほうがよいような気がします。

会長 個人情報保護制度について、そこにセンシティブ情報が関わる場合のみ非公開で進める形で考えています。公開して守秘義務を課した場合、それをどうやって担保するのか、どう制度的保証を作るかが問題となります。

## イ 傍聴要領について

審議の結果、原案のとおりとすることが決定されました。  
本議案について、次のような意見等がありました。

### 〔意見等〕

委員 「傍聴の受付は、当日、会場で先着順に行い、定員になり次第、受付を終了します。」となっていますが、定員として決まった人数はありますか。

事務局 「佐倉市審議会等の会議の公開に関する要綱」で、最低でも5人以上傍聴席を設けることとなっています。実際には、5人を超えても物理的に可能な限り傍聴は認めています。(補遺：佐倉市審議会等の会議の公開に関する要綱第5条第2項では、「定員を定めることができる。」との記載にとどまりますが、総務課が各所属に示している事務の留意点において、「傍聴人の定員は、5人以上となるよう努めるものとし、可能な限り多くの方が傍聴できるよう配慮」することとなっています。)

会長 傍聴は積極的にしていただけるように、今後、人数等については必要最低限の制限にとどめる形をお願いします。

## ウ 会議録の作成方法及び確認方法について

審議の結果、要録とすることとなりました。  
本議案について、次のような意見等がありました。

### 〔意見等〕

会長 これまで、要録の発言者名を伏せて「委員」と表記してきたということですが、昨今、多くの自治体をみると、責任ある発言という意味で、発言した委員名を記録する自治体が増えています。情報公開制度ということを考え、併せて検討していただきたいと思います。

委員 全文を出すということであればいいのですが、まとめられると「これは言っていない」ということにもなります。今までのやり方でいくなれば、「委員」でよいのではないのでしょうか。

委員 記録する際、発言内容が正確に書かれるのならばいいのですが、必ずしもそうでないケースも散見します。委員会として意見が出て、最終的に一つの意見にまとめられたということであればいいのではないかと思います。

会長 それでは、「委員」という形でいきたいと思います。

## 2 報告

事務局から、平成22年度の資料を基に、次のような説明を行いました。

### (1) 情報公開制度の実施状況について

開示請求の処理状況ですが、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、延べ129人の方から326件の公文書について開示請求がありました。

この326件の決定区分等の内訳については、全部開示が110件、部分開示が186件、佐倉市情報公開条例第7条（公文書の開示義務）各号の規定により不開示となったものが8件、文書が不存在のため不開示となったものが14件、取下げが8件でした。

実施機関別開示請求に係る公文書の主な内容及び件数ですが、市長部局が290件と最も多く、次いで、教育委員会が26件となっています。

市長部局の内訳ですが、企画政策部が70件と最も多く、次いで、市民部が50件で、佐倉市自治基本条例に関する文書の請求が多くありました。

次に、不開示理由別内訳についてですが、部分開示及び不開示になった件数は208件です。不開示理由は、「個人情報によるもの」が152件と最も多く、住所、氏名、印影などが主な不開示部分となっています。次いで、「法人等情報」が66件、「事務事業執行情報」が14件、「公文書そのものが不存在」が14件となっています。なお、不開示理由の内訳件数は、一つの公文書に不開示理由が複数ある場合には、その部分は重複して計上しています。

開示請求者の状況については、延べ開示請求者数が129名、公文書件数は326件ですので、開示請求者1人当たりの平均の公文書件数は約2.5件となっています。

開示請求者の区分としては、佐倉市の区域内に住所を有する個人が63名と最も多くなっています。

情報公開審査委員に対する不服の申出等については、2件ありました。不服の申出の内容ですが、整理番号39は、佐倉市自治基本条例策定市民通信委員名簿中の不開示とされた部分のうち、通信委員の氏名及び連絡先の開示を求めるものでした。また、整理番号40は、佐倉市公の施設指定管理者指定申請書中の事業計画書、独自事業計画書及び収支計画書の全部開示決定につきまして不開示を求めるものでした。2件とも、実施機関の決定は妥当であり、勧告の必要は認めないという処理結果でした。また、情報公開審査委員に対する相談・苦情等はありませんでした。

市政情報の公表状況についてですが、平成22年4月1日から平成23年3月31日までに、市政情報の公表に関する要綱第3条（情報の公表）各号の規定に該当するものとして、355件の市政に関する情報を公表しています。

主な内容は、第3号の「介護保険事業報告」、第10号の「人口に関する情報」、第11号の「市で開催している講座や教室に関する情報」、第12号の「市長交際費」、「会議録」、「議会に関する情報」等となっております。

また、公表の具体的な方法ですが、市政資料室への配架、市のホームページでの公表が主なものですが、そのほかに、広報紙での公表、ケーブルテレビでの放映や公民館等における閲覧などがございます。

続きまして、審議会の会議の公開に関する運用状況ですが、平成22年度は、67の審議会等が153回の会議を開催しています。

このうち、会議を公開した回数は132回、その中で一部を非公開とした回数は8回、会議を全て非公開とした回数は21回となっています。会議を非公開とした理由の多くは、会議の中で個人情報を取り扱うことによるものです。

また、会議を公開した時の傍聴人の数は、合計で293人でした。

会議において個人情報を取り扱うこと等を理由として、その全部を原則非公開とする審議会が8つあります。これらの会議の回数は374回あり、主な会議として、介護認定審査会が220回、児童虐待防止ネットワークが127回となっています。

最後に、市政資料室の利用状況についてですが、市政資料室は市庁舎1号館の2階にあります。市政資料室では、市政に関する資料を自由に閲覧でき、有償で頒布している資料については購入することもできます。また、情報公開条例に基づく開示請求等の窓口にもなっています。

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの利用人数は、6,076人となっております。

上記報告を受け、委員から次の意見等がありました。

〔意見等〕

委員 文書不存在というのは、どのような請求だったのでしょうか。

事務局 保存年限が過ぎており、廃棄されているためという理由のものや、あらかじめ存在しないと説明したのに対して請求がなされたような場合もございます。

委員 保存年限というのは、規程がありますか。

事務局 はい。「佐倉市文書管理規程」によって定められております。

委員 保存年限は文書によって違いますか。

事務局 文書の種類によって違います。保存年限は、永年、10年、5年、1年、1年未満があります。

会長 事務局としては、この一年間請求を受けられて、請求文書の傾向はどのように感じられましたか。

事務局 その時々で、市政で話題になったこと等の請求が多く、平成22年度ですと、佐倉市自治基本条例に関する請求が62件、約17.4%と一番多くありました。また、昨年、職員が非違行為により懲戒免職になった事案がございまして、そちらに関する請求が42件、約12.8%でした。

会長 最近の傾向としては、法人の請求と個人の請求の割合はどうなっていますか。

事務局 法人からの請求がかなり増えておりまして、昨年度は全体の件数129件のうち54件が法人からの請求で、42%くらいの割合になります。

委員 住民基本台帳の閲覧の関係で、一時期、法人から大量請求がでたことがあります。今の規制などはどうなっていますか。

事務局 現在は、住民基本台帳法の改正があり、閲覧できる方が限られていますので、そういった法人の大量請求というのはありません。

(2) 個人情報保護制度の運用状況について

平成23年3月31日現在、佐倉市個人情報保護条例第6条に基づいて届出がされ

ている保有個人情報取扱事務の総数は、606件となっています。実施機関ごとの内訳は、市長部局501件、水道事業管理者25件、議会3件、監査委員1件、選挙管理委員会11件、農業委員会10件、教育委員会55件となっています。

保有している個人情報の項目につきましては、住所、氏名等の戸籍的事項に該当するものが最も多く、606件すべてで保有しております。

保有個人情報取扱事務に係る目的外利用の状況についてですが、目的外利用とは、保有個人情報を取り扱う事務の目的以外のために、保有個人情報を市の実施機関内部で利用することであり、個人情報保護条例第8条に基づいて、例外的に行われるものです。平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に実施機関が行った保有個人情報取扱事務に係る目的外利用は、5件でした。

また、保有個人情報取扱事務に係る外部提供の状況についてですが、外部提供とは、市の実施機関が、保有個人情報を実施機関以外のものに提供することであり、個人情報保護条例第9条に基づいて、例外的に行われるものです。平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に実施機関が行った保有個人情報取扱事務に係る外部提供は、147件ありました。刑事訴訟法第197条第2項による照会に基づいて、警察署へ個人の住所、氏名等を提供したものが最も多く70件となっております。それに次いで多いものが、道路交通法第51条の5による照会に基づいて、公安委員会へ個人の住所、氏名等を提供したものであり、42件となっています。全体147件のうち、捜査機関に提供したものが多くを占めます。

続きまして、自己の保有個人情報の開示請求の件数につきましては、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、延べ13人の方から開示請求があり、対象となる公文書の件数は24件でした。これに伴う開示決定については、全部開示決定が24件となっています。

なお、そのうちの1件、小学校児童指導要録の所見欄につきましては、佐倉市個人情報保護条例第16条第6号（事務事業執行情報）に該当し、教師のありのままの記載を妨げるおそれがあるとの理由から、当初、部分開示決定をいたしましたが、請求者からの異議申立てにより、実施機関が全部開示決定に変更をしたものです。

また、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間に、訂正及び利用停止請求はありませんでした。

佐倉市個人情報保護条例第25条に基づいて行う、口頭による開示請求の実施状況は、平成23年度印旛郡市職員採用共同試験の結果について、第1次試験の不合格者の総合順位、一般教養試験の正解数及び専門試験の正解数を請求者に開示しています。請求件数は、一般行政職上級、土木上級を対象とした上級職試験に係るものが23件、保育士、保健師、栄養士を対象とした専門職試験に係るものは0件となっています。

続きまして、平成22年4月1日から平成23年3月31日までに、実施機関の決定に不服がある場合に行われる個人情報保護委員に対する不服の申出等は1件ありました。これは、先述の小学校児童指導要録の部分開示決定に対して、異議申立てと同時になされたもので、異議申立てにより全部開示決定となったため、不服の申出については取り下げられました。

上記報告を受け、委員から次の意見等がありました。

〔意見等〕

委員 保有個人情報取扱事務のうち、監査委員の1件というのはどのような内容ですか。

事務局 保有個人情報取扱事務は、市が個人情報を収集し、個人情報を何らかの形で検索できるような状態になっている場合に届出を行うものです。手元に資料がないため、正確な情報を把握していませんが、おそらく、住民監査請求をされた方に係る名前等を名簿として持っているものと考えます。(補遺：届出内容は「住民の請求による監査事務」でした。)

続いて、事務局より、住民基本台帳の閲覧件数の審議会への報告について、資料などを基に次のような説明が行われました。

住民基本台帳の閲覧件数についてご報告させていただきます。

平成22年度の閲覧請求者は34人、閲覧件数は1,358件でした。平成21年度と比較しますと、閲覧請求者が10人減少、閲覧件数が2,004件の減少となっています。件数が大幅に減少したのは、平成21年度に2,130件の閲覧があった住民基本台帳法第11条第1項「国・地方公共団体の機関による法令で定められた事務遂行のための閲覧」が、平成22年度につきましては1件もなかったためと考えられます。

閲覧件数の内訳ですが、住民基本台帳法第11条の2第1項第1号の「公益性告示3、公益性が高いと認められる統計的調査研究のための閲覧等」によるものが714件と最も多く、次いで、住民基本台帳法第11条の2第1項第2号の「公共的団体が行う公益性が高い地域住民の福祉向上に寄与する活動のための閲覧」が413件、住民基本台帳法第11条の2第1項第1号の「公益性告示2、学研究機関が行う学研究のための閲覧等」によるものが153件、同じく「公益性告示1、報道機関が行う世論調査のための閲覧等」によるものが78件となっております。

### 3 その他

議題終了後、委員から次の意見等がありました。

〔意見等〕

・傍聴要領について

委員 今回の傍聴要領では、会議を傍聴するに当たって「発言、質問等はしないでください。」とか「拍手その他の方法により賛成、反対の意向等を表明しないでください。」と書かれています。先日廃案になった自治基本条例の委員会では、傍聴人が質問したり、大声を出したりしたことがあったと聞きました。これは、委員会がそういう規定をしなかったのでしょうか。

事務局 同様の傍聴要領は定められていました。傍聴される方にもいろいろな方がおり、

傍聴要領を配布すること自体不快に思う方もいらっしゃると思います。ですが、無秩序に傍聴人の方に発言されても困りますので、審議会の円滑な運営を担保するためにもこのような要領はあった方がよいのではないかと思います。

・「実施機関」について

委員 佐倉市情報公開・個人情報保護審議会条例解釈運用基準では、「実施機関」とは、具体的には、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会、水道事業管理者及び議会となっています。佐倉市個人情報保護条例の第6条には、「実施機関は、……次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。」となっています。市長が市長に届出というのはおかしいのではないのでしょうか。

事務局 実際には、それぞれの課が、課単位で個人情報を取り扱っています。市長も実施機関の一つとなりますので、市長から市長宛の文書を受けている状況です。

会長 文言的にはおかしく見えるのかもしれませんが、条例解釈運用基準の部分と個人情報保護条例第6条の部分とは、目線が違うのだと思います。

・要援護者名簿について

委員 全国で民生委員制度90周年を迎えるに当たって、平成18年から「民生委員・児童委員発 災害時一人も見逃さない運動」を展開しています。佐倉地区もその時から今も要援護者の把握と見守りを継続しています。県の民児協の会長会では、要援護者の名簿を市町村からいただいてそれに沿ってやっていくところがある、もらっていない市町村は請求するようにとたびたび言われます。佐倉市は提供できませんので、佐倉地区では同意方式で平成18年度から把握に努め、本人の同意を得て台帳作成をしています。ただ、佐倉市でも8つの民児協があり、佐倉地区以外はなかなか手がつけられない状況です。まだ手をつけていない方は、どこに要援護者の方がいらっしゃるかわからないので、やはり提供してもらえるといいという話もあります。

会長 千葉県下でそういったものを個人情報の外部提供という形で行っているところはあるのですか。

委員 具体的にどこかは分かりませんが、あります。

会長 もし、新たな情報等がありましたら、ぜひ事務局に情報提供してください。そういう情報に基づいてしかるべき方向性へと改めていければ、やはり市民のためになると思いますので。

他に意見等がないことを確認して、会長が会議を終了しました。